別表第七の二の項の下欄の二の(1)を次のように改める。

(1)　炭酸塩を含有する鉱物で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において使用された当該鉱物（セメントクリンカー、生石灰、ソーダ石灰ガラス及び鉄鋼の製造に使用されたもの並びに耕地において肥料として使用されたものを除く。）の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第七の二の項の下欄の二の(2)中「算定排出量算定期間」を「環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩ごとに、算定排出量算定期間」に、「ソーダ灰の量」を「当該炭酸塩（ソーダ石灰ガラスの製造に使用されたもの及び耕地において肥料として使用されたものを除く。）の量」に、「当該ソーダ灰」を「当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩」に改め、「得られる量」の下に「を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量」を加え、同表の三の項の中欄中「若しくはエチレン」を「、二酸化チタン、ソーダ灰若しくはエチレン等」に改め、同項の下欄のニを次のように改める。

ニ　環境省令・経済産業省令で定める二酸化チタンの製造方法ごとに、算定排出量算定期間において当該製造方法により製造された二酸化チタンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製造方法の区分に応じ二酸化チタンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製造方法ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第七の三の項の下欄中ホをトとし、二の次に次のように加える。

ホ　算定排出量算定期間においてソーダ灰の製造に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）

ヘ　次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の量（当該製品の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の一当該単位当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(1)	エチレン
(2)	クロロエチレン
(3)	酸化エチレン
(4)	アクリロニトリル
(5)	カーボンブラック
(6)	無水フタル酸
(7)	無水マレイン酸
(8)	水素（アンモニアの製造の過程において製造されたものを除く。）

別表第七の四の項を次のように改める。

四	炭素電極の電気炉における使用、鉄鋼の製造における鉱物の使用又は鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼	次に掲げる量を合算して得られる量 イ　算定排出量算定期間における電気炉（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。）において使用された炭素電極の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭素電極の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ロ　環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間における鉄鋼の製造において使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を合算して得られる量 ハ　環境省令・経済産業省令で定めるガスごとに、算定排出量算定期間における鉄鋼の製造において生じた当該ガスのうち燃焼されたもの量（標準環境状態に換算した千立方メートルで表した量をいう。）に、当該ガスの区分に応じ当該ガスの千立方メートル当たりの燃焼に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ガスごとに算定した量を合算して得られる量
五	潤滑油等の使用又は溶剤の焼却	次に掲げる量を合算して得られる量 イ　次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において使用された当該製品の量（当該製品の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量 (1)　潤滑油 (2)　グリース (3)　パラフィンろう
七	耕地における肥料の使用	次に掲げる量を合算して得られる量 イ　環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ　環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩（炭酸塩を含有する鉱物に含まれるものを除く。以下ロにおいて同じ。）ごとに、算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該炭酸塩の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量 ハ　算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された尿素の量（トンで表した量をいう。）に、当該尿素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

別表第七の六の項の中欄中「又は製品の製造の用途への使用」を削り、同項の下欄中「焼却され、又は環境省令・経済産業省令で定める製品の製造の用途に供された」を「焼却された」に改め、「又は使用」を削り、同項を同表の八の項とし、同表の五の項の中欄中「又は噴霧器の」を「の製造若しくは使用又は炭酸ガスのボンベへの封入若しくは」に改め、同項の下欄中イ及びロを次のように改める。

イ　算定排出量算定期間においてドライアイスの製造のために使用された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）から、ドライアイスとして出荷された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

ロ　算定排出量算定期間においてドライアイスとして使用された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）

別表第七の五の項の下欄に次のように加える。

ハ　算定排出量算定期間においてボンベへの封入のために使用された炭酸ガスの量（トンで表した量をいう。）から、当該ボンベに封入された炭酸ガスの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

ニ　算定排出量算定期間において炭酸ガスの使用（ドライアイスの製造のための使用及びボンベへの封入のための使用を除く。）に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）

別表第七中五の項を六の項とし、同項の次に次のように加える。

別表第七の四の項の次に次のように加える。